

PEG・在宅医療学会ニュースレター



Home Health Care,
Endoscopic Therapy and
Quality of Life

第31号 2022

2022年5月1日発行

発 行 PEG・在宅医療学会

理 事 長：西 口 幸 雄

広報委員長：妙 中 直 之

〒 534-0021

大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

事務局直通 TEL&FAX: 06-6167-7183

E-Mail : peg-office@umin.org

URL : <http://www.heq.jp>

第26回PEG・在宅医療学会学術集会会告

第26回 PEG・在宅医療学会 学術集会開催のご案内

会期：2022年9月10日（土）

メインテーマ：快適なPEG栄養をめざして

小川医院 院長 小川滋彦



第一報では金沢でのリアル開催への決意を表明しました。しかし今、完全Web開催へと気持ちが揺れています。全国に仲間（会員）がいる本学会の成り立ちを考えれば、どこからでもアクセスできるのが大事ではないかと。私の決断はホームページ上に逐一アップしますので、どうか目を離さないで下さい。さあ、それでは企画をご披露いたしましょう。

まず、特別企画はシンポジウム「快適なPEG栄養をめざして」。

学会メインテーマに掲げたように胃瘻栄養が快適に感じられるよう、スマートに、生理的に、地域の何処に居てもシームレスに行われるための取り組みをご議論下さい。

シンポジウム2「胃瘻造設の手技の工夫と安全性」。消化器内視鏡学会でのPEG黎明期には造設手技や合併症の報告が目白押しで、全国の仲間と座長の先生方とのつながりが本学会発足の気運となったと記憶しています。あれから30年以上経ち造設技術は完成したのか、合併症は克服されたのかを改めて問います。HEQの原点の一つEndoscopic therapyに立ち戻ったご発表をお待ちしています。

ワークショップ「胃瘻栄養と経口摂取は本当に相容れるか」。

胃瘻栄養がうまくいくと、次は「口から食べたい」が人間の

欲求です。各施設での経口摂取の成功例は見聞きしますが、実際どのように取り組まれているのか、胃瘻栄養と経口摂取の現状と工夫を語って下さい。特別講演は本邦におけるQOL（Quality of life）研究の第一人者、中島孝先生から人々の幸せにつながる「真のQOL」を学びたいと思います。そして恒例のPEGチーム医療委員会企画は「多職種でPEG在宅医療の未来を語ろう」（各地胃ろう・栄養研究会推薦、一部指定）。

これまでのPEG甲子園は、最優秀演題を決めるに終始し、十分な議論はありませんでした。そこで今回は、胃瘻が地域で本当に活用され喜ばれているのか、そうでないとすればどうすれば良いのか、を多職種の視点で討論したいと思います。本学会は、PEGや栄養が在宅医療（地域医療）に役立ち、患者のQOL向上につながり、安心して過ごせるためにサポートしようとの理念が、他学会と一線を画しています。病院・在宅・施設を問わず、PEGコーディネーターやスキンケア外来、訪問栄養指導の事例、経口摂取の試みやチーム医療、服薬指導、もちろんPEGをしなかった症例も歓迎、「参加の皆さんがあるほど！」と膝を打って頂くようなご発表をお待ちしています。

CONTENTS

第26回 PEG・在宅医療学会学術集会会告	1
第27回 PEG・在宅医療学会学術集会会告	2
理事長挨拶	3
第10回認定資格取得者のお知らせ	3
施設紹介:JA岐阜厚生連 岐阜・西濃医療センター 捯斐厚生病院／西濃厚生病院	4
ひろば「私とテニスとキックボクシング」久野千津子	5
ひろば「学会が終われば靴を履き替えて」森安博人	6
JDDW 2022～メディカルスタッフプログラム開催について～	8
2022年5月以降 胃瘻関連研究会一覧	9
事務局インフォメーション／入会案内	10
会則／投稿規定／胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則～資格認定条件細則	11

演題登録、よろしくお願ひいたします！

第26回 PEG・在宅医療学会学術集会 演題募集要項

◎メインテーマ：快適なPEG栄養をめざして

◎演題分類

シンポジウム1 「快適なPEG栄養をめざして」

シンポジウム2 「胃瘻造設の手技の工夫と安全性」

ワークショップ 「胃瘻栄養と経口摂取は本当に相容れるか」

PEGチーム医療委員会企画

「多職種でPEG在宅医療の未来を語ろう」

(各地胃ろう・栄養研究会推薦、一部公募)

一般演題(口演)

<PEG造設に関するもの>

01. PEGの適応

02. PEGの手技

03. PEGの合併症

<PEG長期管理に関するもの>

04. カテーテル交換

05. PEGの管理

06. 瘢孔管理

<他の手技について>

07. PEJ

08. PTEG

<在宅・チーム医療について>

09. 在宅医療

10. チーム医療

11. 地域連携

12. 緩和ケア

13. 口腔ケア

14. 摂食嚥下

<栄養管理について>

15. 栄養評価

16. 栄養法

17. 半固体化

18. NST

<その他>

19. QOL

20. 症例報告

21. その他

◎演題募集期間：2022年4月1日(金)～2022年6月10日(金)

※演題応募は、インターネットによるオンライン登録のみです。

演題応募方法、応募期間、演題分類(発表形式)など詳細については、以下のホームページよりご確認ください。

URL : <http://peg26.jp/>



次々回会告

[2023年度] 第27回 PEG・在宅医療学会 学術集会

学術集会会長：西 脇 伸 二

(JA岐阜厚生連 岐阜・西濃医療センター 捩斐厚生病院 病院長)

開催日：令和5年(2023年) 9月9日(土)

会 場：長良川国際会議場

〒502-0817 岐阜県岐阜市長良福光2695-2

TEL: 058-296-1200(代表)

何か重大なことをすると決断することは難しい。 さらにそれをやめると決断することはもっと難しい。

PEG・在宅医療学会 理事長
大阪市立総合医療センター 病院長 西 口 幸 雄
(大阪市立十三市民病院 前 病院長)



誰が言ったか、言っていないか、私がどこかで聞いたことを勝手に言い換えているのか分かりませんが、今はこのような考えが身に染みる世相になりました。

ロシアのウクライナへの侵攻です。プーチン大統領はまさかやらないだろうと皆思っていたところが、そのままをやつてしまいました。相当な覚悟があったと思います。でも明らかに常軌を逸しています。これ以上犠牲者を出さないためにできる限り早くやめる決断をすべきだと思います。やめると決断し行動する方が相当困難を伴うと思いますが、そこはリーダーとしての資質があれば決断できるはずです。一刻も早くやめる決断をしてほしいものです。

新型コロナウイルス肺炎に関わってきてもう2年になります。今はオミクロン株の勢いが衰え傾向にあり、患者数は下げ止まっていますが、ピーク時は大阪市立十三市民病院でも70歳以上の患者が90%を占める状態で、肺炎そのものよりも併存疾患が肺炎を契機に悪化、重症化した併存疾患でお亡くなりになるといった、不幸な症例が増えていました。2年前の日本消化器内視鏡学会の調査ではコロナ禍でPEGの造設件

数は減っていない、というような結果(ニュースレター28号参照)でしたが、2年経過した今も減少していないか、心配です。やはり、不要ではないが不急な処置なので後回しになって、結局胃瘻が造設されていない、といったことが多くなっているように思います、いかがでしょうか？一度学会で調査してみる必要がありそうです。

学術集会の開催につきましては、当番会長にはこのようなコロナ禍で開催できるのか、開催するにしてもどのような開催形態にするのか、開催しない方がいいのか、など、当番会長を引き受けるのに決断された、数倍の決断力が必要とされる状態となっています。昨年開催された、鈴木 裕会長には大変ご苦労かけました。また今年開催予定の小川滋彦会長にはこれから難しい決断が続き、大変なご心労だと思います。小川先生のご決断には事務局は最大限の支持をいたしますので、十分にお考えいただき判断されれば、と思います。

PEG・在宅医療学会の発展のためにはこれからも皆さんのご協力が欠かせません。

よろしくお願ひいたします。

第10回(2021年)認定資格取得者のお知らせ

PEG・在宅医療学会 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則の定めにより、資格審査委員会および第1回理事会・代議員会の審議・承認を経て、合計1名が2021年11月1日付で各資格を取得されました。

資格ごとに氏名五十音順により掲載させていただきます。

ホームページ上では公開了承者の氏名のみ公開中です。

(五十音順)

【専門胃瘻造設者 1名】 医師1名
伊藤明彦

【認定胃瘻教育者 1名】 医師1名
伊藤明彦

【専門胃瘻管理者 1名】 医師1名
伊藤明彦

施設紹介

JA 岐阜厚生連 岐阜・西濃医療センター 指斐厚生病院
病院長 西脇伸二



岡山済生会病院の犬飼先生より執筆のご指名を頂き恐縮しております。私共の揖斐厚生病院とNSTの紹介をさせて頂きます。私自身は2年前、同じ厚生連である西美濃(にしみの)厚生病院より転勤し、NST活動に参加させて頂いております。以前より当院での摂食嚥下に対する活動は熱心であり、NST外来、栄養サポート入院(2週間のパス入院)などが稼働しております。NSTラウンドは昼食時に行い、嚥下機能評価が必要な症例をスクリーニングしております。経口摂取が不十分で経腸栄養が適切と思われる症例はPEGを行い、嚥下リハビリを行いながら経口摂取の改善を目指しています。我々消化器内科が赴任する前はPEGの件数も年間30件程度でしたが、現在は60~70件くらいに倍増してきました。さらに当学会でご活躍の島崎副院長にも昨年より転任して頂き、より強力なNST体制となりました。周囲の医療、介護施設とも連携し、地域密着型のNST活動を進めています。消化器内科としての取り組みとしては、全国で初めて導入した内視鏡検診バスを用いた検診活動を積極的に行っております。今春、検診バスに内視鏡洗浄機を搭載する改造を行い、どんな山奥でもバスで乗り込んで内視鏡検診を行える体制を整えました。このバスを使えば出張PEGもできるのではという期待もありますが、医療法上検診バス内では保険診療ができませんので断念しております。

現在当院にとって大きな変革期を迎えております。というのは、西美濃厚生病院と当院の2病院の病床を再編統合する計画を立て、現在新病院の建築を行っております。両病院は

岐阜県西濃医療圏の南部と北部の中核病院として診療を行って参りましたが、過疎化が進行しつつあり、診療圏人口も減少の一途をたどっています。そこで厚生連としてより診療圏人口が多く、他病院と競合せず、交通の便がよい場所に建築することとなりました。新病院は主要幹線沿いであり、しかも東海環状自動車道の大野・神戸インター直近に位置し、全線開通時には岐阜大学病院とわずか10分あまりのアクセスとなります。病院名は西濃(せいのう)厚生病院で病床数は400床、2023年10月開院予定で、岐阜で開催する第27回学術集会時にはお披露目できると思います。新病院でのNST外来などは内視鏡センターで行うよう計画しております。内視鏡センターは900m²という非常に広い面積を確保し、その中で胃瘻造設やカテーテル交換、嚥下機能評価などを行いNST活動の中心にしていきたいと考えております。



NSTスタッフ



内視鏡検診車

私とテニスとキックボクシング

公益財団法人　ふくおか公衆衛生推進機構
赤坂総合健診センター　久野 千津子

私は中学1年生から今日まで硬式テニスを続けている。もともとテニスを始めた動機は不純で、小学6年生の時に好きだった男の子がテニスをしていると小耳に挟んだことだった。たまたま母が小田急デパートで新しく開設した「アメリカンテニススクール」の生徒募集広告を見つけ、その当時小田急線の喜多見駅の車両基地跡に設営された大規模なテニススクールに毎週日曜日に通うようになった。中学校には軟式テニス部しかなかったため、高校は絶対硬式テニス部のあるところで部活として続けたいと思い念願かなったが、その高校は伝統のある軟式テニス部に比べ、硬式テニス部の歴史が浅かったために朝練中心で、恐い先輩に怒られる日々であった。しかし、その頃の筋トレ、ランニング、素振り（後述のキックボクシングではシャドー）といった運動は、すべてのスポーツにおいて基本となるもので、勉強もせずにテニスに打ち込んだ私にとってのいわば青春時代であった。大学生になり、医者に向けての体力作りになればと練習しなくともできるテニスを続けようと安直に体育会に入会した。しかし経験者が少なく、1年生でいきなりレギュラー、5月からはリーグ戦デビュー、女子部キャプテンもやらされ、結局6年生までリーグ戦に出場する羽目になった。ただ有難いことに大学ではテニスをする時期と試験勉強をする時期が交互に訪れる年間スケジュールであったため、テニスと勉強を両立することができた。大学卒業後入局した九州大学第一内科（現病態修復内科）はテニスが盛んで、そうとは知らずに入局した私は「テニス採用」だの「芸（？）は身を助く」だねなどと先輩の先生から揶揄されながらも対抗試合に引っ張り出されたが、九州に知り合いがいなかった私にとって思いがけずテニスを通じて多くの先生方と知り合うことができた。現在の勤務先もテニスの試合の時に相談した先生のお口添えがあったからで、まさに「芸（テニス）は身を助ける」を体現した。

テニスの基礎体力作りとしてランニングをすることはあったが、それが高じて2007年に生まれて初めてホノルルマラソンでフルマラソンに参加し、2015～2019年までは福岡マラソンにメディカルランナーとして参加した。

40歳頃から始めた加圧トレーニング、ノルディックウォーキング、EMSトレーニングなどはいまだに週1回ペースで続け、それなりにアンチエイジングに貢献してくれていると思うが、友人が始めたのをきっかけに、私も「五十の手習い」で以前より興味のあったキックボクシングをコロナ禍の2020年12月に始めた。月4回のレッスン以外に「フリートレーニング」



写真1 九大第一内科のテニス仲間（2021年10月）



写真2 キックボクシングのスタジオ

の時間があり、その時間帯に行けば自分の好きなようにストレッチや筋トレ、サンドバック打ちができ、インストラクターの方は積極的にミット持ちをして下さる。最大限に「フリー」を活用し、今ではレッスンを含め平均月18回ほど通い詰める日々である。写真2のようにリングがあるようなジムではなく、あくまで美容、健康を目的としたフィットネス（キックボクササイズ）であるため、実践的ではないにしろ、何度もやっても1ラウンド3分のミット打ちのきつさを克服できないところに奥深さを感じている。月1回の体組成計データで効果を目の当たりにでき気づいたことは、いくら有酸素運動とともに筋トレを行っても、体重、体脂肪の減少とともに筋肉量も一旦は減少するということだ。知識としては知っていたが、その時点で運動をやめると筋肉量が落ちたままいわゆるリバウンドを起こし、痩せる前より状態が悪化することがよくわかる。やはり細く長く続けられる形でなんらかの運動を週3～4回習慣づけることが人生100年時代を元気に生き、ピンピンコロリと散るために大事なことだと痛感する。そのためには短時間で成果が期待でき、ストレス発散にもなるキックボクシングは最適で、今日も元気に家から5分のスタジオに足を運ぶのだった。



学会が終われば靴を履き替えて

南和広域医療企業団 五條病院 内科 森 安 博 人

【はじめに】

初めまして、奈良県南和地域（なんわちいき）に位置する五條病院の森安博人と申します。よろしくお願ひします。

全国の様々な地域を訪れる事ができるのが学会の醍醐味ですが、若い時には、滅多に訪れない街であっても学会終了後はその足で駅・空港に向かい、まっすぐ帰宅するのが常でした。しかし、人生も下り道にさしかかると、生きているうちにもう一度来ることがあるだろうかと思うようになってきました。そこで、普段あまり来ることのない土地では、できるだけその土地の空気に触れるように努めました。ここ10年ほどは学会で訪れた地域の山を登ることを楽しんでいます。コロナ禍で遠出する機会もめっきり減りましたが、私の記憶の風景を共有して旅気分に浸っていただければ幸いです。

学会から続けてそうそうは休めないので、学会終了日に現地に一泊し、翌日に日帰りで登山、その日の内に帰宅するというマイルールを設定しました。また、見知らぬ土地で迷惑をかけないように、自分の体力、技術を考慮して安全第一のコース、無理のない日程としました。学会開催地からほど近く、帰路につく駅・空港までの所要時間、さらに登山にかかる時間を計算すると、目標となる山は限られてきます。その中からぜひ登りたいと思わせる何かのポイントを見つけてプランを作成します。（この行程が一番楽しい！）学会に向かう道中、目立たぬよう黒い地味なデイパックにトレッキングシューズとウエアと最低限の安全装備を忍ばせ現地に持参します。登山口には主にレンタカーで移動し、車の中にスーツやタオル、着替えなどをデポしておきます。登山後は麓の温泉で汗を流し、着替えて駅・空港に向かいます。そして、出発まで地元の肴・酒を楽しみ地域経済の振興にも貢献しました。

[Case1. 鞍掛山（くらかけやま） 897m 2013.6.15]

他学会 盛岡市】

宮沢賢治の詩にその名があり、ぜひ登ってみたい山でした。地元の小学生が遠足でよく登る山ということです。盛岡駅から車で40分ほどかけて登山口に到着。さわやかな森に囲まれた気持ちの良い道を1時間と少しで頂上に到着しました。真正面にそびえ立つはずの岩手山は、上部が雲に隠れて半分だけその姿を見せてくれました。登山後は南に針路をとり、小岩井牧場のレストランで昼ごはんを食べ、さらに南に下って、源義家が愛馬を繋いで入浴したという言い伝えがある、つなぎ温泉で汗を流しました。（写真1）



写真1 鞍掛山山頂 後方に見えるのは岩手山

[Case2. 蔵王山（ざおうさん） 1841m 日本百名山

2017.7.9 他学会 仙台市】

蔵王という山の名は吉野山の蔵王権現に由来するので、奈良県人の私にとってはぜひ登っておきたい山です。ナビに導かれ高速道路を進み、田園風景が広がる下道を抜けて、エコーラインに入ると東北らしいなだらかな山々が左右に展開します。終点のレストハウスが登山口の始まりです。レストハウスから徒歩5分で名勝、五色湖（御釜）に到着。梅雨明け前でも夏のような暑さの中、微妙に色合いが変化する深緑の湖面を様々な角度から眺めながら、緩い登山道をゆったり歩いていきます。間もなく最高峰の熊野岳に着きました。登山口から山頂まで45分ほどで、比較的簡単に登れる百名山の一つです。足元にはコマクサやハクサンチドリなどの高山植物があちこちに咲いています。一日中好天で、足下と遠望の風景を



写真2 五色湖（御釜）



写真3 熊野岳山頂（蔵王山最高峰）

自撮りはありませんが、大切な登山者の方に撮っていただきました

交互に眺めつつ山頂を後にしました。帰り道、遠刈田（とおがた）温泉に立ち寄り、古い湯治場の雰囲気が漂う神の湯に入り汗を流しました。（写真2,3）

[Case3. 樽前山（たるまえさん） 1041m 日本二百名山]

2017.9.24 第22回 PEG・在宅医療学会 札幌市】

登山前日（学会当日）、9月23日の札幌は夕方から大雨となってしまいました。冷たい雨の中、メのジンギスカンまで参加したのが災いして翌朝の体調は最悪でした。しかし、カーテン越しに明るい光が射しており、力を振り絞ってホテルを後にしました。樽前山の5合目登山口からスタートしたのは12時前でした。急な階段をしばらく登り、振り返ると支笏湖の絶景が広がっていました。頂上の展望を期待して急いで登りましたが、外輪山に到達したころにはガスで視界は遮られていきました。がっくりしながらも最高峰の東山を目指して登っていました。山頂まで登山口から50分ほど。眺望もなく、



写真4 樽前山の溶岩ドーム 本当の山頂はドーム上になりますが、もちろん登れません



写真5 支笏湖と紅葉

このまま下ろすかと戻りかけたところで、急にガスが晴れ視界が開けてきました。目の前に白煙を噴き上げる溶岩ドームがそびえ立っています。溶岩ドームを囲んで連なる外輪山、周辺の山々の展望も得られました。急な天候回復により、北海道らしい雄大な景色を堪能することができました。帰りも周囲に紅葉の衣をまとった支笏湖を眺めながら道程を楽しみ14時15分には車まで戻っていました。ここから新千歳空港まで1時間くらい。支笏湖畔の温泉に入った後、空港に向かいました。（写真4,5）

[Case4. 安達太良山（あだたらやま） 1700m 日本百名山

2018.10他学会 福島県 郡山市】

東北随一の紅葉の名所として知られる山です。登山口に到着すると、空は曇っており下界は雲海に覆われていました。昼から雨予報のため、往復ロープウェイを利用して最短時間で帰ってくる行程にしました。ロープウェイ駅を降りると、ピークは過ぎたものの所々に紅葉が残る渋い風景が広がっていました。ロープウェイ駅から1時間30分ほど、整備された緩やかな登山道を登ると山頂です。乳首と呼ばれる岩の突き出た山頂の形は見たことのない不思議な風景でした。小雨が降る中、早々に下山し、駐車場の脇にある奥岳の湯で汗を流しました。駅まで戻って新幹線の時間を待つ間、郡山駅で福島の日本酒と肴を味わいました。（写真6）



写真6 安達太良山の紅葉

[Case5. 剣山（つるぎさん）（未踏） 1955m 日本百名山

2019年10月 他学会 徳島市】

もちろん、気象条件により断念せざるを得ない時もあります。この日もレンタカーで山に向かいましたが、途中でゲリラ豪雨に襲われました。登山口までの山道は九十九折りの酷道で、溪流は増水し道路に水があふれてくる状態でした。地元ナンバーの車がUターンするのを見て、登山口まで数キロの地点で撤退しました。もっと真面目に学問を研鑽せよという山の神様の戒めなのかもしれません。

【おわりに】

この2年程はリモート学会が多く、また、明らかに不要不急の学会登山の雰囲気でもありません。コロナ禍が沈静化するまで、地元で肅々と目の前の職務に専心し再開の時機を待ちたいと思います。



第30回日本消化器関連学会週間

Japan Digestive Disease Week 2022 (JDDW 2022)

– メディカルスタッフプログラム開催について –

JDDW2022は、2022年10月27日(木)～30日(日)の4日間、福岡市(福岡国際センター・福岡サンパレス・福岡国際会議場・マリンメッセ福岡)において開催されます。

第30回日本消化器関連学会週間には、第64回日本消化器病学会大会、第104回日本消化器内視鏡学会総会、第26回日本肝臓学会大会、第20回日本消化器外科学会大会、第60回日本消化器がん検診学会大会が参加となります。

JDDW2022では、JDDWの医師とメディカルスタッフで、チーム医療を考えることを目的に、「メディカルスタッフプログラム」を開催いたします。

◆メディカルスタッフプログラム

1. パンデミック感染症に対する医療態勢の構築【公募・一部指定】

司会：脇田 隆字(国立感染症研究所)

大曲 貴夫(国立国際医療研究センター・国際感染症センター)

日時：2022年10月28日(金) ※会期2日目 9:00～12:00

会場：第11会場(福岡国際会議場『502+503』)

2. 高齢者医療における多職種連携【公募・一部指定】

司会：竹村 洋典(多摩北部医療センター・総合診療科)

太田 光泰(横浜市立大・総合診療医学)

日時：2022年10月29日(土) ※会期3日目 14:00～17:00

会場：第11会場(福岡国際会議場『502+503』)

◆お問い合わせ先

JDDW事務局

ホームページ：<https://www.jddw.jp/jddw2022/index.html>

E-Mail：fukuoka2022@jddw.jp

CLINY

胃瘻交換用カテーテル
リークブロック カテーテル

30日間バルーン水の交換が不要な
リークブロックバルーン

save
30 days

CLINY

CREATE MEDIC CO., LTD.

本社 横浜市都筑区茅ヶ崎南2-5-25 <http://www.createmedic.co.jp>
TEL:045-943-3929 FAX:045-943-9084 E-MAIL:cliny@createmedic.co.jp

LEAK BLOCK
Cuff
Balloon

注入直後

30日後

医療機器認証番号：21600BZZ00449000

2022年5月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL: http://h-peg.jp 第19回北海道胃瘻研究会 当番世話人 信岡 隆幸(札幌医科大学 消化器・総合、乳腺・内分泌外科) 2022年11月予定 ※日時・開催場所の詳細は未定 北海道胃瘻研究会ホームページにて随時ご案内します。 開催事務局:医療法人 東札幌病院 内科 日下部俊朗 (住所・連絡先は同上)	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2	福島県PEGと経腸栄養と在宅医療フォーラム 木暮道彦 (公立藤田総合病院 外科) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 中村 純 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:junn7971@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技師・看護師・薬剤師・栄養士など
3	茨城県PEG・PTEG研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 救急診療科)	社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院 救急診療科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763 E-mail:yuuji.yamamoto@centralweb.sakura.ne.jp ※詳細・日程を調整中です	医師・看護師・栄養士・薬剤師・介護士など、経管栄養に携わる全ての職種
4	北陸PEG・在宅栄養研究会 小川滋彦 (小川医院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921 第22回北陸PEG・在宅栄養研究会 当番世話人:石井 要(公立松任石川中央病院外科) 2022年5月21日(土) 14:00-17:00 Zoom配信 開催事務局:小川病院 小川滋彦 (住所・連絡先は同上)	経管栄養に携わる全ての職種 医師・コメディカル
5	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL: http://www.sihp.jp	医師・看護師・薬剤師・栄養士・言語聴覚士
6	滋賀PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383 第27回滋賀PEG ケアネットワーク 当番世話人:島本和巳(社会医療法人誠光会 淡海医療センター) 2022年11月13日(日)予定 ホテルボストンプラザ草津(草津市) 特別講演:独立行政法人国立病院機構 村山医療センター 統括診療部長 大石英人先生 開催事務局:東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 伊藤明彦 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・保健師など
7	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ペジエント) 有本之嗣 (須波宗齊会病院 院長) 徳毛宏則 (メリイホスピタル 内科)	医療法人社団八千代会 メリイホスピタル 内科 徳毛宏則 〒731-3167 広島県広島市安佐南区大塚西三丁目1-20 TEL:082-849-2300 FAX:082-849-2302 E-mail:secretariat01@pegent.org URL: http://www.pegent.org	一般市民、医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・訪問看護スタッフ・介護施設職員など
8	広島PDNセミナー 有本之嗣 (須波宗齊会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴東7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:mihara@hibino.or.jp URL: http://www.hibino.or.jp/ 第16回広島PDNセミナー 当番世話人:Wong Toh Yoon(広島医療生活協同組合広島共立病院 消化器内科) 2022年7月 ホテルチューリッヒ東方2001(広島市東区) ※詳細未定 開催事務局:日比野病院 三原千恵 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・リハビリスタッフ他全医療従事者
9	福岡PEG・半固体化栄養法研究会 宮崎 卓 (ヨコクラ病院 外科)	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 〒839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480番地2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045 第5回福岡PEG・半固体化栄養法研究会 当番世話人:白橋 斎(医療法人社団正信会 水戸病院) 2022年6月または7月(詳細未定)、開催場所(未定) 開催事務局:医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー・介護施設職員など
10	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111 第26回大分PEG・経腸栄養研究会 当番世話人:小野英樹(大分県立病院 消化器内科) 2022年6月予定 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、内視鏡技師のほかPEG関連の方
11	PEGケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL: http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ全般
12	九州PEGサミット 城本和明(PEGケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文(大分PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹(鹿児島PEGカンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL: http://injex.clinic/top 第10回九州PEGサミット in熊本 当番世話人:城本和明(イオンタウン田崎 総合診療クリニック) 2022年11月26日(土) 9時~22時、27日(日) 8時~12時 ※プログラム未定 国際交流会館(熊本市) ★今回は宿泊参加はありません。現地参加、WEBのハイブリッド開催予定 開催事務局:イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 (住所・連絡先は同上)	医師・メディカルスタッフ全般
13	南薩PEGと経腸栄養を学ぶ会 伊東 徹 (菊野病院 消化器内科)	菊野病院 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山3815 TEL:0993-56-1135 FAX:0993-56-5654 E-mail:nansatugeg@gmail.com	全ての医療関係者

※2022年5月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。研究会の開催中止・延期につきましては、各研究会ホームページや弊学会のホームページなどでご確認ください。

※上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。

【COVID-19 の影響による有効期限 / 資格認定更新年度の特例措置について】

PEG・在宅医療学会は2020年度の学術集会を2021年9月開催へ順延したことにより、2020年11月1日現在保有されている資格認定有効期限を1年延長することといたします。

これにより、2025年までの有効期限保有者まで順次、資格更新年度が1年後ろ倒しとなります。

例えば、現在保有資格の有効期限が2021年10月31日の先生の資格更新は、通例2021年度(例年1月4日～4月30日申請)ですが、2022年度に更新申請の受付をして頂くことになります。

例年どおり更新期日になりましたら、事務局より文書でご連絡申し上げます。

【会費納入のお願い】

8月下旬に2022年度の年会費納入依頼を郵送いたしますので年会費の納入をお願いいたします。払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。

また、振込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。その場合はお名前、会員番号を必ず記載してください。

<郵便局からお振込の場合>

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：○九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

【学会誌 論文投稿について】

学会誌「在宅医療と内視鏡治療」は随時投稿を受け付けています。

今まで胃瘻造設術などにかかる論文をまとめたものは他誌には少なく、当学会雑誌「在宅医療と内視鏡治療」は日頃の臨床に役立つ貴重な資料となっております。

本誌に掲載されることにより、2008年度より開始した「胃瘻取扱者・取扱施設暫定資格認定制度」(平成23年度からは本制度施行)の業績ともなります。

また、2013年度より掲載論文の「原著および臨床経験」の中から論文賞を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集会時に授賞式を行っております。

投稿論文は、学術集会の発表内容にとどまらず、その他の研究論文や臨床経験などであっても、当学会誌の主旨に沿うものを随時受け付けております。

皆様からのご投稿をお待ちしております。

投稿規定はホームページ(www.heq.jp)をご確認ください。

今後の投稿論文は2022年9月発行の会誌に掲載予定です。

インフォメーション

● COVID-19の影響により2020年9月に予定しておりました第25回学術集会が2021年9月に延期になりましたことから2021年9月に発行を予定しております会誌「在宅医療と内視鏡治療 Vol.25」は休刊とさせていただき、2022年9月に発行致します。

● 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度「オンライン教育セミナーおよび資格試験」の受講申込みが6月10日より始まります。詳細は当会ホームページ「教育セミナー／資格試験」からご確認ください。

● 第11回胃瘻取扱者・取扱施設認定資格の新規申請を4月30日で受付を終了いたしました。次回は2023年1月4日より新規申請および更新手続きの郵送受付を開始いたします。

● 資格認定証の有効期限が2022年10月末日で記載された該当者および該当施設には、2023年2月中に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は2023年の更新申請の受付書面到着後から4月末日消印到着です。

※申請年度が変更されています。上記【COVID-19の影響による有効期限／資格認定更新年度の特例措置について】にて該当更新年度をご確認ください。

● 各種届ご提出のお願い

異動・転居やメールアドレスなどの変更があった場合は、必ず事務局あてにメールまたはFAXにて各種届／変更届をご提出ください。ニュースレターや会誌、その他お知らせがお届けできない事例が増えています。

●弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。

(トップページ>PEG・在宅医療学会>ニュースレター)

●会員の施設をご紹介する場として「施設紹介」のページを設けました。「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、施設情報等の内容を掲載しています。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umin.org)までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。

●会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」「こんな活動しています」「手技の工夫」

等々、PEGに関するることはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umin.org)までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。

●業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたします。

※2019年10月より、事務局の所在地、電話・FAX番号が変わりました。

事務局長：玉森 豊(理事)

事務局所在地：〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX：06-6167-7183

- ・会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療学会事務局
E-mail: peg-office@umin.org
- ・教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療学会 教育認定窓口
E-mail: kyoiku-nintei@heq.jp

PEG・在宅医療学会(HEQ)入会のご案内

PEG・在宅医療学会(Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life)は、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための学会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日にPEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1日にはPEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

【事業】

年1回の学会学術集会の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業、団体です。

【会員の特典】

- ・本会主催の学会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

施設会員 ￥20,000(5名まで)

※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師／歯科医師 ￥7,000

コ・メディカル ￥5,000(薬剤師・看護師・医療技術員等)

賛助会員 ￥100,000(1口)

【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。

※学会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

- ①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒にFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

【振込先】

<郵便局からお振込の場合>

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票(青字)」をご使用下さい。

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：○九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

- ②施設会員：HPから〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。

- ③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または学会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用させていただくこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

【事務局】

〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

PEG・在宅医療学会事務局 玉森 豊

TEL & FAX：06-6167-7183

E-mail: peg-office@umin.org

URL: <http://www.heq.jp>

PEG・在宅医療学会 会則

第一条 名称

本会はPEG・在宅医療学会 英文名:Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ)と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者の Quality of Life(QOL)向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集会開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。
 - 個人会員………個人として本会に入会したもの
 - 施設会員………施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)
 - 賛助会員………本会の運営を賛助する企業・団体
 - 名誉職会員………本会に役員として貢献し、定年となったもの
2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本会事務局に提出する。
3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。この場合既納会費は返却しない。
4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

第五条 役員・名誉職会員・学術集会会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。
 - 理事長(1名)………理事会で選出され、本会を代表する。
 - 理事(若干名)………代議員から選出され、理事会を開催し、本会の企画運営を行う。
 - 監事(2名)………会員から選出され、本会の会計監査を行う。理事や代議員との兼務はできない。
2. 本会に次の名誉職会員を置く。
 - 名誉理事長………本会の理事長として功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
 - 名誉会員………学術集会を開催した学術集会会長、またはそれと同等の功績があったものの。理事会・代議員会で推戴される。
 - 特別会員………本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
3. 学術集会の運営にあたる学術集会会長を置く。
 - 学術集会会長………理事の中より順次選び、担当する年の学術集会を開催し、その実務運営にあたる。

第六条 代議員・学術評議員

- 代議員………理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。
- 学術評議員………学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

1. 理事は代議員会で選挙により決定する。
2. 代議員は会員の選挙により決定する。
3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員会で承認される。
4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもつてする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。
6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

第八条 会議

- 本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。
1. 理事会………理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
 2. 代議員会………理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数

の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

3. 委員会………本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。
委員長は理事長から委嘱される。

第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

第十二条 事務局

1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。

第十三条 (附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年 8月 1日 制定・施行
平成29年 9月 22日 改定
平成30年 4月 1日 改定
平成30年12月 1日 改定
令和元年 9月 6日 改定
令和 3年11月 3日 改定

施行細則

第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時限委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 広報委員会
7. 規約委員会
8. 役職者選出委員会
9. 学術委員会
10. 用語委員会
11. 社会保険委員会
12. 教育委員会
13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
14. PEG チーム医療委員会
15. 選奨委員会
16. COI 委員会
17. データベース委員会
18. 学生・若手医療者支援委員会
19. 医療安全委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師／歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師／歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

PEG・在宅医療学会 投稿規定

■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。
著者は原則10名以内、但し10名を超える場合は論文における役割分担、貢献内容など理由を明記して提出し、これを委員長判断で可否を決定する。

■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨（250語以内）を添付する。
和文原稿は本文（文献含む）が5,000～6,000字以内を原則とする。
図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。
ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部（図表が明瞭であればコピーでも可）を事務局あてに書留（簡易書留も可）送付する。
6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

■執筆要項■

1. 原稿は横書きA4判（20×20字）を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「（以下…と略す）」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、頻繁になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「¹」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近のIndex Medicusの記載に準じ、必ずタイプすること。
〈雑誌〉著者名、題名、雑誌名、西暦発行年；巻数：頁（初～終）
〈書籍〉著者名、題名、In：書名（編者名）、発行地；発行所名、西暦発行年；頁（初～終）
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は（会）あるいは（abstr）とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明（legend）は、独立した用紙に記載し、その表記は「図またはFigure」、「表またはTable」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際WindowsフォーマットのCD-R（CD-RW）またはE-Mailを用いたMs-Word形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート（ホームページ上でダウンロード可）と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

■原稿送付先■

〒534-0021 都島本通二郵便局留
大阪市立総合医療センター 消化器外科内
PEG・在宅医療学会 会誌担当
TEL&FAX：06-6167-7183
E-mail：peg-office@umin.org
必ず書留（簡易書留も可）にてお送り下さい

（2019年9月6日 改訂）

PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

（目的）

第1条 PEG・在宅医療学会（以下本会）は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度（以下本制度）を設ける。

（認定制度の資格対象）

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

（認定制度委員会）

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会（以下本委員会）を設ける。

第2章 認定制度委員会

（認定制度委員会の構成）

- 第4条 本委員会は認定制度委員長（以下本委員長）と数名の認定制度委員（以下本委員）で構成される。
2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員および若干の有識者から委員長が指名する。
 3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1) 資格条件検討委員会
 - 2) 資格審査委員会
 4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

（認定制度委員長および委員の委嘱）

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

（認定制度委員長の職務）

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
 3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

（認定制度委員会の成立）

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

（議決の方法）

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は本委員長が議決するものとする。

（任期）

- 第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

（欠員の補充）

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

（小委員会の構成およびその業務）

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

（小委員会委員長および委員の選任および委嘱）

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

（小委員会委員長の職務）

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

（小委員会の成立）

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

（議決の方法）

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

（任期）

- 第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

（欠員の補充）

第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。

2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれに認定資格と専門資格を設ける。

2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書（書式Ⅰ）
- (2) 医師・看護師免許証の写し（胃瘻教育者は除く）
- (3) オンライン教育セミナー／資格試験受講証の写し
- (4) 経験症例数証明書（書式Ⅱ、ただし胃瘻教育者は除く）
 - 1) 症例数または症例数のスコア（Ⅱ-3）
 - 2) 代表症例10例のケースカード（Ⅱ-1または2）書式Ⅱ-3～5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
- (5) 業績目録（書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績（書式Ⅲ-2）とする）
学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書（書式Ⅳ）
- (2) 1. 認定造設施設：1名以上の認定造設医師（非常勤可）の認定証コピー
2. 認定管理施設：1名以上の認定管理医師（非常勤可）と1名以上の認定管理士の認定証コピー
3. 専門造設施設：1名以上の専門造設医師（非常勤可）の認定証コピー
4. 専門管理施設：1名以上の専門管理医師（非常勤可）と1名以上の専門管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

第23条 認定審査は以下のとくとする。

- 1) 審査料：1資格につき5000円
- 2) 申請の時期：毎年1月4日から4月末日到着分。
- 3) 認定審査の時期：5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、理事会で承認を得る。
- 4) 認定結果：10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

第24条 登録は以下のとく行う。

- 1) 登録料：1資格につき5000円
- 2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
- 3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。

1. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。

2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。

2. その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆうちょ銀行振替口座（PEG・在宅医療学会資格認定制度）を通じて行い、年度末締めにより学会収支へ統合し監査を受けるものとする。

2. 本口座の管理代表は事務局長がつとめる。

(本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

平成22年9月10日 一部改訂

平成23年9月 9日 一部改訂

平成24年9月14日 一部改訂

平成29年9月22日 一部改訂

PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格を設ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本会会員資格
PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
2. 資格別の条件
 - 1) 胃瘻造設者の資格
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。
後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 2) 胃瘻管理者の資格
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 3) 胃瘻教育者の資格
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上（1項目2つでも可）を証明できること。（書式Ⅲ-2）
 - (1) 論文・著書の筆頭著者（学会発表抄録は不可）
 - (2) 本会または他の学会、研究会（全国規模のものに限定する）でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者（一般演題は不可）
 - (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
 - (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者

3. 本会への参加義務
PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。
4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式Ⅱ)、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出
書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
- 1) 胃瘻造設：術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。
1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。
- 2) 胃瘻管理：入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。
- (1) 入院・入所症例：少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
- (2) 在宅症例：症例数X年数のスコアで表す。(例：A症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間で在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類の提出を必要とする。
5. 業績目録(書式Ⅲ-1)、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出
以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
- (1) 本会参加(必須条件)：10点
- (2) 本会学術集会における発表
筆頭者：10点、筆頭以外：5点
- (3) 在宅医療と内視鏡治療(本会機関誌)論文発表(発表抄録は不可)
筆頭執筆者：20点、筆頭以外：5点
- (4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない)
著書・雑誌論文:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。
筆頭執筆者：10点、筆頭以外：5点
- (5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの)：10点
- (6) 学会、研究会、地方会における発表
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する
筆頭発表5点、筆頭以外3点
- (7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、コメントーター、特別発言：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。それぞれにつき10点
- (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加
それぞれにつき3点
- (9) 嘉賞機能評価講習会の参加 3点
本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
6. オンライン教育セミナー／資格試験受講証明書の写し 10点
本会が主催するオンライン教育セミナー／資格試験の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。
ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはないが、更新時の条件として受講を必須とする。

第3条 認定の種類

1. 個人資格
- 1) 胃瘻造設者
認定胃瘻造設医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻造設医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
- 2) 胃瘻管理者
(1) 入院・入所施設：
認定胃瘻管理医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
- (2) 在宅管理：
認定胃瘻管理医師：スコア20以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士：スコア20以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師：スコア40以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士：スコア40以上かつ業績50点以上のもの
- 3) 胃瘻教育者
第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの
2. 施設資格
施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。

- 1) 造設施設
認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること
専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること
(2) 嘉賞機能評価が可能であること。

- 2) 管理施設
認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること
専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること
(2) 嘉賞機能評価が可能であること。

<更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学術集会の参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)受講を必須としてそれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

- 1) 個人資格
(1) 認定胃瘻造設者(医師)：業績20点以上
(2) 専門胃瘻造設者(医師)：業績30点以上
(3) 認定胃瘻管理者(医師および看護師)：業績20点以上
(4) 専門胃瘻管理者(医師および看護師)：業績30点以上
(5) 認定胃瘻教育者：業績20点以上
- 2) 施設資格
(1) 認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し
(2) 専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し
(2) 嘉賞機能評価が可能であること。
(3) 認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し
(4) 専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し
(2) 嘉賞機能評価が可能であること。

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場合に限るものとする。

第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

第7条 更新時の審査

- 更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な更新許可とする。
- 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められた場合には証書を同送する。
 - 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。
ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかつた場合には失効後1年間は手続きの猶予を設ける。

<本施行細則の変更>

- 第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

<本施行細則の施行>

- 第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。

平成20年9月20日 制定
平成21年9月26日 一部改訂
平成22年9月10日 一部改訂
平成24年9月14日 一部改訂
平成25年9月6日 一部改訂
平成26年9月12日 一部改訂
平成28年9月2日 一部改訂
平成29年9月22日 一部改訂